

穴水町復興公営住宅入居の手引き

穴水町

令和8年6月

目 次

1. 復興公営住宅とは.....	1
2. 入居者募集と申込について.....	3
3. 入居者選定について.....	8
4. 費用及び入居に関する条件等について.....	9

参考

(1) 復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法.....	12
(2) よくある質問 (QA)	16

1. 復興公営住宅とは

穴水町では、「穴水町復興公営住宅」（災害公営住宅）を整備します。

「穴水町復興公営住宅」とは、災害により住宅を失い、自力で住宅の再建が難しい被災世帯のため、国の助成を受けて整備する低廉な家賃の賃貸住宅（公営住宅）です。

本手引きは、復興公営住宅の入居資格や入居者選定の方法等の内容を取りまとめたものです。

■「穴水町復興公営住宅」の概要

概要	町が新たに供給・管理する、被災世帯向けの賃貸住宅（公営住宅）
建て方	共同住宅タイプ ・ 長屋タイプ
建物の性能	新築 町営住宅整備基準に基づく
間取り	1DK、2DK、3DK、車いす1DK、車いす2DKの5タイプ
入居開始時期	完成次第、順次入居
入居資格	P3 「2. (2) 入居資格」を参照
家賃等	P9 「4. (1) 家賃等」、P11 「4. (2) 家賃以外の費用」を参照
入居に関する条件等	P11 「4. (3) 入居に関する条件等」を参照

■復興公営住宅のイメージ（建て方タイプ別）

共同住宅タイプ

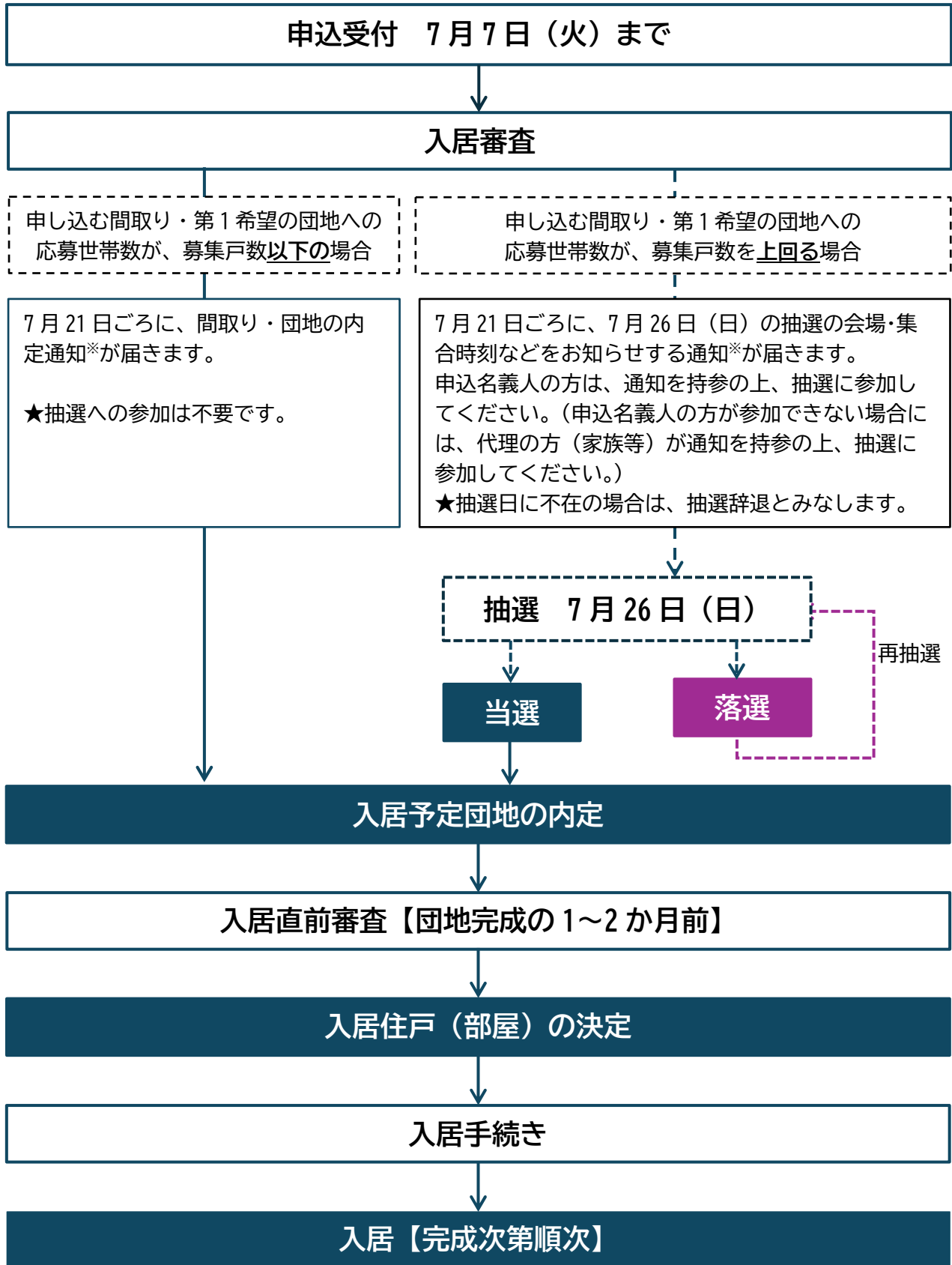


長屋タイプ



※実際の整備内容とは異なる場合があります。

■入居までのスケジュール（次ページ以降で詳しい手続きについて説明します）



※ 7月21日ごろに申込名義人に届く内定通知・抽選実施通知により、抽選の対象となるかどうかをお知らせしますので、申込名義人の方（又は代理の方）は、7月26日（日）の予定を確保くださるよう、お願いいたします。

2. 入居者募集と申込について

(1) 入居者募集

- ・令和8年6月に、穴水町が整備する「穴水町復興公営住宅」の「入居者募集」(申込受付及び入居審査)を行います。
- ・今回の入居者募集に申込ができるのは、(2)の入居資格を満たし、かつ被災時に穴水町に居住していた世帯です。
- ・「入居者募集」では、入居予定団地及び間取りを内定します。団地及び間取り別に入居者募集を行い、募集戸数を超える応募世帯数があった場合は、抽選を行います。
- ・入居予定団地及び間取りの内定後、当該団地の完成前に、「入居直前審査」・「入居住戸(部屋)の決定(抽選など)」を行います。
- ・入居予定団地の完成後は、速やかに入居できるよう調整します。

(2) 入居資格

- ・条件①～④を全て満たす世帯とします。

●条件①：災害により住宅を失った世帯^{*}で、住宅に困窮している世帯であること

※原則、り災証明書で、「住家」が「半壊」以上 + 解体済または解体予定の方

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

+

被災した住宅を解体済または解体予定の世帯

- ・長期避難世帯の認定を受けた世帯も対象
- ・入居時は、収入要件(入居できる収入の上限基準)なし

●条件②：申込名義人及び同居人が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する「暴力団員」でないこと

●条件③：住宅再建のための支援制度の交付を受けていないこと
(交付を受けている場合は、返還する必要があります)

■住宅再建のための支援制度

- ・「被災者生活再建支援金」(加算支援金)
- ・「穴水町住宅耐震改修等工事費補助金」
- ・「穴水町被災宅地復旧補助金」
- ・「能登半島地震住宅取得奨励金」
- ・「穴水町住まい再建支援金(建設・購入、修繕)」
- ・「穴水町転居費用助成金」(恒久的な住まいに転居した場合)

●条件④：居住できる住宅を所有していないこと

※ 特別な事情を抱える被災世帯の方の入居資格は、P.16 参考(2)よくある質問(QA)をご確認ください。

(3) 申込方法

- ・同封の申込書または役場 1F ロビーに備え付けの申込書に、必要事項（間取り・団地名（第 1～3 希望）・その他等）を記入の上、次の必要書類を添えて、役場 1F ロビーへ提出してください。
- ・やむを得ない場合は、郵送での申込も受け付けます。
- ・申込書は、町のホームページからもダウンロードできます。

【必要書類】

- ①穴水町復興公営住宅 入居申込書
- ②り災証明書の写し
- ③長期避難世帯証明書の写し（該当者のみ）
- ④入居予定者全員の続柄が記載された住民票の写し
* 交付手数料 300 円（6 人以上の世帯は 500 円）
- ⑤身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し（該当者のみ）
- ⑥介護保険被保険者証の写し（該当者のみ）
- ⑦被災家屋等の解体撤去完了通知書の写し又は滅失登記簿謄本の写し
*「長期避難世帯」は不要です。
*解体が済んでない場合は、「入居直前審査」までにご準備ください。

(4) 申込可能な間取り

- ・5 タイプの間取りがあります。
- ・入居予定人数などにより申込のできる間取りは異なります。
- ・車いす 1DK、車いす 2DK に申込ができるのは、車いす使用者がいる世帯のみです。

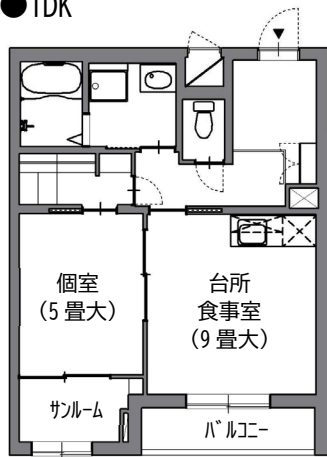
■復興公営住宅の間取りと面積

間取り	1DK	2DK	3DK	車いす 1DK	車いす 2DK
室の構成	台所食事室と 個室 1 室	台所食事室と 個室 2 室	台所食事室と 個室 3 室	台所食事室と 個室 1 室	台所食事室と 個室 2 室
住戸面積	約 40～50 ㎡ (約 12～15 坪)	約 50～60 ㎡ (約 15～18 坪)	約 60～70 ㎡ (約 18～21 坪)	約 50～60 ㎡ (約 15～18 坪)	約 60～70 ㎡ (約 18～21 坪)
申込できる 世帯	1～2 人世帯	1～3 人世帯	2 人以上世帯	車椅子使用者が いる世帯 (1～3 人世帯)	車椅子使用者が いる世帯 (2 人以上世帯)

■間取りのイメージ（共同住宅タイプ）

※上野団地、白山第2・第3団地：代表的な間取りのイメージです。
 その他の団地の間取りは未定であり、以下はイメージです。

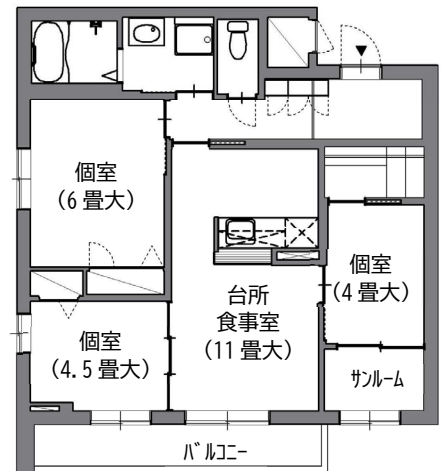
●1DK



●2DK



●3DK



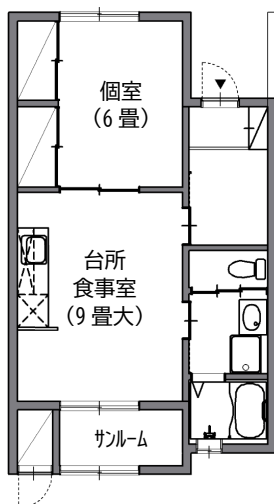
●車いす 1DK



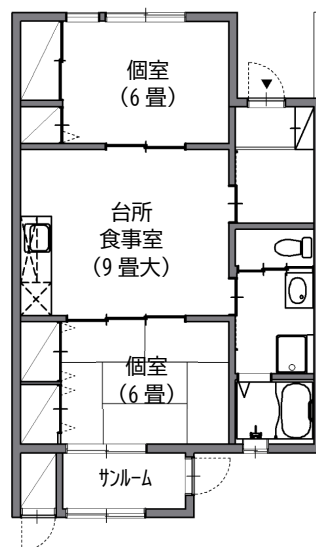
■間取りのイメージ（長屋タイプ）

※間取りは未定であり、以下はイメージです。

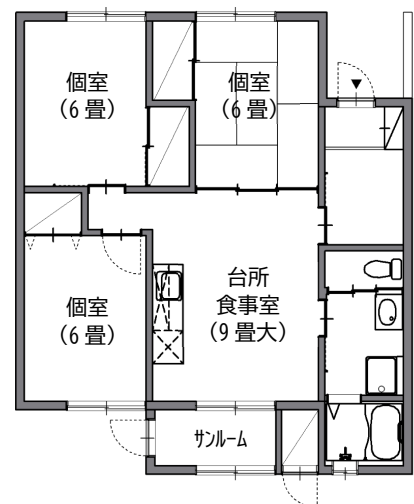
●1DK



●2DK



●3DK



(5) 申込対象の団地について

- ・申込対象の団地は、以下の8団地です。(白山第2団地と第3団地は別の団地ですが、近接しているため申込時点では1つの団地として取り扱い、入居住戸の決定時にそれぞれの団地への振り分けを行います。)
- ・団地により間取り別戸数や建て方タイプ、完成予定時期、ペットの飼育の可否、駐車場料金等が異なります。
- ・**上野団地が、最も早く完成します。また一部の住戸でペットの飼育ができ、駐車場料金は無料、**集団申込が可能です。
集団申込の内容・方法等は、P.17 参考(2)よくある質問(QA)のQ10をご参照ください。
- ・志ヶ浦団地、住吉団地、兜団地、諸橋団地では、被災時に当該地区に居住していた方に対する地区枠が設定されています。

■申込対象の団地

NO	団地名	地区	地区枠	間取り別戸数						建て方タイプ (構造・階数)	完成予定 時期	ペット 飼育	駐車場 料金	備考
				計	1DK	2DK	3DK	車いす 1DK	車いす 2DK					
①	上野団地	穴水	なし	50戸	14戸	25戸	10戸	1戸	—	共同住宅タイプ (鉄骨造3階建)	令和8年 9月	一部可	無料	集団 申込可
②	白山第2・3団地	穴水	なし	49戸	15戸	22戸	10戸	2戸	—	共同住宅タイプ (鉄骨造3階建)	令和9年 3月	—	1,000円 /台・月	—
③	稲荷団地	穴水	なし	45戸	24戸	15戸	4戸	—	2戸	共同住宅タイプ (鉄骨造3又は4階)	令和10年 3月	—	1,000円 /台・月	—
④	駅西団地※	穴水	なし	60戸	—	—	—	—	—	共同住宅タイプ (鉄骨造3又は4階)	令和11年 3月	—	1,000円 /台・月	—
⑤	志ヶ浦団地	穴水 (島崎)	あり	6戸	—	6戸	—	—	—	長屋タイプ (木造平屋)	令和10年 3月	一部可	無料	—
⑥	住吉団地	住吉	あり	9戸	—	6戸	3戸	—	—	長屋タイプ (木造平屋)	令和10年 3月	一部可	無料	—
⑦	兜団地	甲	あり	8戸	3戸	5戸	—	—	—	長屋タイプ (木造平屋)	令和10年 3月	一部可	無料	—
⑧	諸橋団地	諸橋	あり	5戸	2戸	3戸	—	—	—	長屋タイプ (木造平屋)	令和10年 3月	一部可	無料	—

※ 駅西団地の間取り別戸数は、現時点では未定です。

■団地位置図



地図は地理院地図(国土地理院)を加工して作成

※過去の調査で希望世帯の多かった②、③については
抽選が行われる可能性が高いと予想されます。

3. 入居者選定について

(1) 入居者選定の方法

1) 間取り・第1希望の団地の応募世帯数が募集戸数以下の場合

- ・抽選日までに間取り・団地の内定通知を送付します。抽選への参加は不要です。

2) 間取り・第1希望団地の応募世帯数が募集戸数を上回る場合

- ・抽選の会場・集合時刻等をお知らせする通知を送付します。
- ・申込名義人の方は、通知を持参の上、抽選に参加してください。(申込名義人の方が参加できない場合には、代理の方(家族等)が通知を持参の上、抽選に参加してください。)
- ・抽選の流れは以下のとおりです。
 - ・地区枠・優先枠・その他枠の順に、第1回抽選を行います。
 - ・全団地の第1回抽選後、各団地の残り戸数をお示しします。
 - ・各団地の残り戸数を確認の上、第2希望の団地を決めてください。
 - ・応募世帯数が募集戸数以下の場合は、当選となります。応募世帯数が募集戸数を上回る場合は、第2回抽選を行います。(第3回以降の抽選も同様の流れです。)

(2) 第1回抽選における地区枠・優先枠と優先世帯の考え方

1) 地区枠・優先枠

- ・第1回抽選は、次の地区枠・優先枠を設定して行います。

■地区枠・優先枠の考え方

	条件	対象団地	募集戸数に占める地区枠、優先枠の割合
地区枠	「被災時に居住していた地区」の団地への入居を希望する被災世帯	志ヶ浦団地 住吉団地 兜団地 諸橋団地	・10割
優先枠	2)のいずれかに該当する被災世帯	全ての団地	・地区枠を除いた残戸数の約7割 (地区枠がない団地は戸数の約7割)

※ 地区枠・優先枠の設定は、第1回抽選時のみです。

※ 住戸(部屋)の位置は、「入居直前審査」後に、抽選等により決定します。

2) 優先枠の該当世帯

- ・優先枠に該当するのは、以下のいずれかに該当する被災世帯です。

- ・現在(入居申込時)、妊娠中の方がいる世帯
- ・現在(入居申込時)、小学生以下の子がいる世帯
- ・7月1日時点で、18歳未満の子を扶養しているひとり親世帯
- ・7月1日時点で、75歳以上の者のみの世帯
- ・身体障害者手帳(1~4)級をお持ちの方がいる世帯
- ・療育手帳(A1・A2・B1・B2)をお持ちの方がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳(1~3)級をお持ちの方がいる世帯
- ・要介護認定(要介護3~5)を受けている方がいる世帯
- ・その他特に配慮すべきと認められる世帯

4. 費用及び入居に関する条件等について

(1) 家賃等

1) 家賃

- ・家賃は、世帯構成や年齢、世帯収入、住戸面積等によって異なります。
また、前年の年収や住宅の経過年数等により毎年見直しを行います。
- ・家賃は、入居可能日からお支払いいただく予定です。家賃の減免はありません。
P.18 参考(2) よくある質問(QA)のQ13をご参照ください。

■入居1年目の家賃(月額)^{※1}の目安

収入分位	政令月収 ^{※2}	穴水地区(鉄骨造を想定)			その他(木造を想定)		
		約45㎡	約55㎡	約65㎡	約45㎡	約55㎡	約65㎡
1	104,000 円以下	15,700円	19,200円	22,700円	13,200円	16,100円	19,000円
2	104,001~123,000 円以下	18,200円	22,200円	26,200円	15,200円	18,600円	22,000円
3	123,001~139,000 円以下	20,800円	25,400円	30,000円	17,400円	21,300円	25,200円
4	139,001~158,000 円以下	23,400円	28,600円	33,900円	19,600円	24,000円	28,400円
5	158,001~186,000 円以下	26,800円	32,700円	38,700円	22,400円	27,400円	32,400円
6	186,001~214,000 円以下	30,900円	37,800円	44,700円	25,900円	31,700円	37,400円
7	214,001~259,000 円以下	36,200円	44,200円	52,300円	30,300円	37,100円	43,800円
8	259,001 円以上	41,700円	51,000円	60,300円	35,000円	42,700円	50,500円



収入分位5以上は、“一定以上の収入”がある収入超過者がいる世帯です。

“一定以上の収入”がある世帯は、公営住宅制度上、入居4年目以降の家賃額が、“国が別で定めた算出方法で計算された割増家賃”になります。詳しくは、[P.10...2\)](#) 入居後の注意事項をご確認ください。
ただし、60歳以上のみの世帯や障害者がいる世帯、未就学児のいる世帯等は、区分8以上が“一定以上の収入”がある世帯です。詳しくは、[P.12 参考\(1\) 復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法](#)をご確認ください。

※1 入居1年目の家賃です。上表の家賃以外に、共益費・駐車場代・光熱水費が必要です。

※2 家賃算定に必要となる月平均所得額のことです。

*算定方法は、[P.12 参考\(1\) 復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法](#)をご確認ください。

2) 入居後の注意事項（一定以上の収入のある世帯の家賃の割り増し等について）

- 以下に該当する“一定以上の収入”がある世帯は、公営住宅制度上、入居4年目以降の家賃額が、“国が別で定めた算出方法で計算された割増家賃”となるため、入居4年目以降に非常に高い家賃が適用されます。

①収入超過者について

- 3年以上居住し、政令月収が15.8万円を超える世帯※のことを収入超過者といいます。
（※障害者・高齢者・子育て世帯等の場合は、政令月収が21.4万円を超える世帯）
- 収入超過者の家賃には、国が定める方法で算出される家賃の上限額に収入分位に応じて割増率を乗じた額を加算した金額の家賃の割り増しが発生します。
- 収入超過者には住戸の「明渡し努力義務」が発生します。
- 下図に収入超過者の家賃（月額）の割り増しの例を示します。

■収入超過者の家賃の割り増し例（穴水地区の災害公営住宅(鉄骨造、住戸の面積55㎡)を想定)

<p>●ケース1 政令月収 15.8～18.6万円 以下（収入分位 5）の場合</p>	<p>家賃の上限まで、入居4～8年目に段階的に割り増しが行われます。</p>	<p>家賃の上限 約17.1万円</p> <p>加算</p> <p>約3.3万円</p> <p>約5.9万円</p> <p>約11.7万円</p> <p>約17.1万円</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目～</p> <p>1/5 2/5 3/5 4/5 5/5</p>
<p>●ケース2 政令月収 18.6～21.4万円 以下（収入分位 6）の場合</p>	<p>家賃の上限まで、入居4～7年目に段階的に割り増しが行われます。</p>	<p>家賃の上限 約17.1万円</p> <p>加算</p> <p>約3.8万円</p> <p>約6.9万円</p> <p>約14.0万円</p> <p>約17.1万円</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目～</p> <p>1/4 2/4 3/4 4/4 4/4</p>
<p>●ケース3 政令月収 21.4～25.9万円 以下（収入分位 7）の場合</p>	<p>家賃の上限まで、入居4～5年目に段階的に割り増しが行われます。</p>	<p>家賃の上限 約17.1万円</p> <p>加算</p> <p>約4.4万円</p> <p>約10.5万円</p> <p>約17.1万円</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目～</p> <p>1/2 2/2 2/2 2/2 2/2</p>
<p>●ケース4 政令月収 25.9万円超え （収入分位8） の場合</p>	<p>家賃の上限まで、入居4年目に割り増しが行われます。</p>	<p>家賃の上限 約17.1万円</p> <p>加算</p> <p>約5.1万円</p> <p>約17.1万円</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目～</p> <p>1 1 1 1 1</p>

※上表の家賃は例であり、実際には住宅の立地、構造、建設費等により異なります。

②高額所得者について

- 5年以上居住し、直近2年連続して政令月収が31.3万円を超える世帯のことを高額所得者といいます。高額所得者には、住戸の「明渡し義務」が発生し、退去していただくこととなります。
- 高額所得者の家賃は、国が定める方法で算出される家賃の上限額となります。家賃の支払いをしても「明渡し義務」の対象であることは変わりません。

(2) 家賃以外の費用

1) 共益費

- ・団地生活上必要な共同費用は、入居者の負担です。(費用は団地ごとに決めることになります)

2) 駐車場料金

- ・駐車場は、原則1世帯1台とし、2台目以降については、空き状況に応じて、希望者を募集します。募集台数に対し、希望者数が上回った場合には、抽選により決定します。
- ・2台目以降の募集を行い、空きがある場合には、さらに募集を行います。
- ・駐車場料金は、白山第2・3団地、稲荷団地、駅西団地では、1,000円/台・月です。他の団地は不要です。

3) 退去修繕費

- ・退去時には、入居時の状態に部屋を戻す「原状回復」義務を負うことになります。

4) 敷金

- ・免除とします。

(3) 入居に関する条件等

1) 緊急連絡先

- ・緊急連絡先として、緊急時に確実に連絡ができる成人(申込名義人以外)が1名必要です。
- *緊急連絡人とは、入居者に異常があった時などに、町から連絡し、確認を行っていただく方です。滞納家賃の保証は含みません。

2) 入居手続き

- ・入居住戸(部屋)の決定から10日以内に入居手続きを行います。手続き完了後、町から入居可能日の通知を受けた日(毎月1日)から入居することができます。やむを得ない理由がある場合は、翌月1日からの入居とすることができます。
- ・上記期間内に入居しない場合には、入居を取り消す場合があります。入居を取り消された者については、一定期間、復興公営住宅に申込みできない場合があります。
- ・家賃は入居可能日からお支払いいただく予定です。

3) ペットの飼育

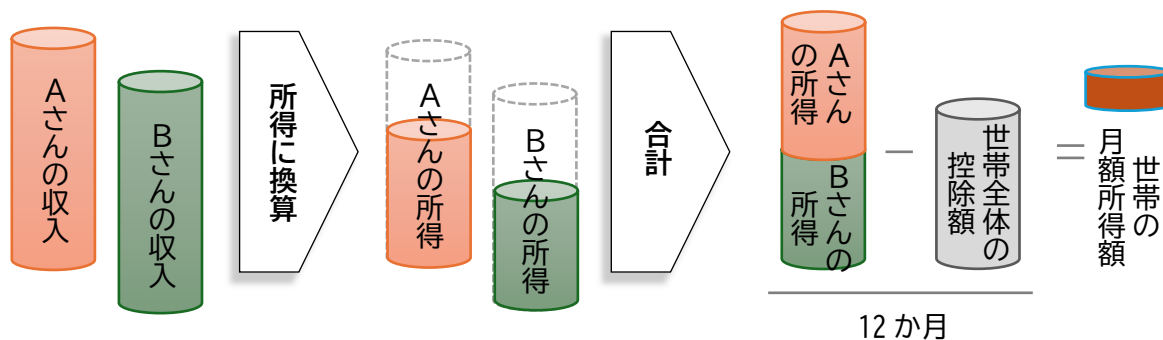
- ・被災時に飼育していたペットに限り飼育可能とします。
- ・ペットを飼育できる団地は、上野団地、志ヶ浦団地、住吉団地、兜団地、諸橋団地の一部のため、住戸(部屋)位置の希望に添えない場合があります。
- ・ペットの飼育にあたっては次の条件を遵守していただくこととなります。
 - ・室内での飼育に限ります。
 - ・ペットの飼育を起因とする損傷、汚れ等の修繕費用については全額、飼育者の負担とします。
 - ・他の入居者の迷惑とならないようペットを適切に管理するため、入居時にペットの管理協定を穴水町と結ぶことを条件とします。
- ・入居後に新たにペットを飼うことはできません。新たなペットの飼育を確認した際には、退去を命じる場合があります。

(1) 復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法

1) 基本的な考え方

- ・復興公営住宅の家賃は、世帯構成や年齢、世帯収入、住戸面積等によって異なります。また、前年の年収や住宅の経過年数等により毎年見直しを行います。
- ・具体的には、下記に示す計算方法で政令月収を算出し、政令月収に応じた区分（収入分位）に振り分けられます。そして、家賃は、振り分けられた区分（収入分位）ごとに、住戸面積などその他の条件を加味して設定されています。
- ・政令月収とは、「入居者全員の1年間の所得の合計額」から法で定める「控除額」を差し引いた後、12か月で割ることにより算出する月収のことです。ここでは政令月収の算出方法を整理しています。

$$\text{政令月収} = \left(\text{A 所得金額} - \text{B 控除額} \right) \div 12$$



■政令月収の対象となる収入・対象とならない収入

政令月収の算出対象となる収入	<ul style="list-style-type: none"> ・働いて得た収入（給与、報酬、事業等） ・年金または恩給（遺族、障害、労災によるものは除く） ・配当所得 ・不動産所得 ・その他所得等 <p>※パートやアルバイト、季節労働も対象となります。勤め始めて間もない収入も計算します。ただし、申込日時点において既に辞めた仕事の収入は除きます。</p>
政令月収の算出対象とならない収入	<ul style="list-style-type: none"> ・仕送り ・遺族年金 ・障害年金 ・労災年金 ・労災保険金 ・休業補償金 ・雇用保険金 ・職業訓練受講給付金 ・一時所得 ・生活保護による扶助費 ・奨学金 ・中国残留邦人等支援給付金 ・災害支援金 ・災害見舞金 ・その他、課税対象とならない収入

2) 計算方法

A 所得金額

①給与所得者

税金や社会保険料を差し引く前の「給与収入金額」から、所得税法に規定する給与所得控除額を控除した後の金額を「給与所得金額」とします。

■給与所得金額の計算

給与収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」)	給与所得金額 (源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)
0円 ～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,899,999円	給与収入金額 - 650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	端数整理 [※] 後の給与収入金額 × 0.7 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	端数整理 [※] 後の給与収入金額 × 0.8 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	給与収入金額 - 1,950,000円

※端数整理：給与収入金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、4,000を掛けます

②事業所得者等

自営業者などで所得金額を確定申告する方の場合は、前年の収入金額から必要経費を差し引いた後の事業所得、利子所得、配当所得の総所得金額が対象となります。

③公的年金受給者

課税対象の総年金収入額（2種類以上ある場合はすべて含む）をもとに、所得税法に規定する公的年金等控除額を控除した後の金額を「年金所得金額」とします。

■年金所得金額の計算

受給者の年齢	年金収入金額（税込）	年金所得金額
65歳以上	0円 ～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	年金収入額 - 1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	年金収入額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	年金収入額 × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 ～	年金収入額 - 1,955,000円
65歳未満	0円 ～ 600,000円	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	年金収入額 - 600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	年金収入額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	年金収入額 × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 ～	年金収入額 - 1,955,000円

B 控除額

区分	区分の概要	控除額 (該当者1人につき)
1. 基礎控除振替	給与所得または公的年金等のある方（世帯主含む）	10万円 ^{※1}
2. 同居親族控除・別居扶養親族控除	同居している親族＋別居している所得税法上の扶養親族	38万円
3. 老人控除対象配偶者・老人扶養控除	所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族のうち、70歳以上の扶養親族・配偶者	10万円
4. 扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、16～23歳未満の人数	25万円
5. ひとり親控除	次のア～エすべてに該当する方 ア 現に婚姻をしていないまたは配偶者の生死が不明 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない ウ 年間の所得額が48万円以下の子がいる エ 年間の所得額が500万円以下である	35万円 ^{※2}
6. 寡婦控除	次のア～ウのいずれかに該当する方 ア 夫と離婚してから婚姻しておらず、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下 イ 夫と死別してから婚姻していない、または夫の生死が不明で年間の所得の見積額が500万円以下 ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない (「5. ひとり親控除」に該当する方は除く)	27万円 ^{※3}
7. 障害者控除	本人または「2. 同居親族控除・別居扶養親族控除」に該当する方で、障害者手帳または療育手帳等を交付されている方 (「8. 特別障害者控除」に該当する方は除く)	27万円
8. 特別障害者控除	名義人、同居者及び別居の扶養親族で、1級または2級の障害者手帳、A判定の療育手帳または1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている方等	40万円
9. 所得金額調整控除	給与所得と年金等所得の両方の所得がある方	上限10万円 ^{※4}

※1 該当者の給与所得等の金額が10万円未満の場合は当該金額

※2 該当者の所得金額から「1. 基礎控除振替」(10万円)を控除した残額が、35万円未満の場合は当該金額

※3 該当者の所得金額から「1. 基礎控除振替」(10万円)を控除した残額が、27万円未満の場合は当該金額

※4 控除額は「給与所得(上限10万円)＋公的年金等所得(上限10万円)－10万円」の計算式により算出

3) 収入による区分と“一定以上の収入”がある世帯の取り扱い

- ・ 公営住宅制度上、町営住宅（穴水町復興公営住宅を含む）の入居世帯は、世帯属性に応じて「本来階層」と「裁量階層」に区分されます。「裁量階層」は、下表のとおり、60歳以上のみの世帯や障害者がいる世帯、未就学児のいる世帯等、特に居住の安定を図る必要がある世帯が該当し、収入要件が緩和されています。裁量階層以外の世帯は「本来階層」となります。
- ・ 本来階層は収入分位 5（政令月収 15.8 万円～）以上、裁量階層は収入分位 8（政令月収 25.9 万円～）以上になると、“一定以上の収入”がある世帯（収入超過者または高額所得者）となります。
- ・ “一定以上の収入”がある世帯（収入超過者または高額所得者）は、公営住宅制度上、入居 4 年目以降の家賃額が、“国が別で定めた算出方法で計算された割増家賃”に引き上げられます。

■本来階層と裁量階層の区分

本来階層	裁量階層
右記に該当する者が ない世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳以上の単身世帯 ・ 世帯員が 60 歳以上のみの世帯 ・ 世帯員が 60 歳以上と 18 歳未満のみの世帯 ・ 小学校に入る前の子どもがいる世帯 ・ 障害者のいる世帯 ・ 戦傷病者・海外引揚者・原爆被災者・ハンセン病入所者

■収入による区分と一定以上の収入”がある世帯の関係

区分（収入分位※）（%）		政令月収（円）	本来階層	裁量階層
1	0 ～ 10	0 ～ 104,000	↑ ↓	↑ ↓
2	10 ～ 15	104,001 ～ 123,000		
3	15 ～ 20	123,001 ～ 139,000		
4	20 ～ 25	139,001 ～ 158,000		
5	25 ～ 32.5	158,001 ～ 186,000	↑ ↓	↑ ↓
6	32.5 ～ 40	186,001 ～ 214,000		
7	40 ～ 50	214,001 ～ 259,000		
8	50 ～	259,001 ～		
高額	60 ～	312,000 ～	↑ ↓ ”一定以上の収入” がある世帯	

※ 全国の 2 人以上世帯を収入の低い順に並べたもの

(2) よくある質問 (QA)

Q1. 住宅再建のための支援制度の交付を既に受けている場合、入居申込は可能ですか。

⇒下記の支援制度の交付を受けている方は、穴水町復興公営住宅への入居申込ができません。
入居申込をする場合は、支援金を返還する必要があります。

なお、穴水町による支援制度(②～⑥)は、復興公営住宅の入居が「内定」した時点で利用できなくなります。

【住宅再建のための支援制度】

- ①「被災者生活再建支援金」(加算支援金)
- ②「穴水町住宅耐震改修等工事費補助金」
- ③「穴水町被災宅地復旧補助金」
- ④「能登半島地震住宅取得奨励金」
- ⑤「穴水町住まい再建支援金(建設・購入、修繕)」
- ⑥「穴水町転居費用助成金※」※復興公営住宅に転居する場合を除く

Q2. 半壊以上だが住宅を解体できない場合、入居申込は可能ですか。

⇒長期避難世帯などを除き、解体済または解体予定でなければ、入居申込ができません。
長期避難世帯を含め、解体できない特別の事情がある場合は個別にご相談ください。

Q3. 準半壊以下だが住宅を解体した場合、入居申込は可能ですか。

⇒準半壊以下であっても、

「① 居住が困難であると判断し解体を余儀なくされた場合」、「② 修繕や補修では住宅の機能を回復できないため住宅の解体を余儀なくされた場合」は、半壊以上で住宅を解体した場合と同様に取り扱いますので入居申込は可能です。個別にご相談ください。

例：土砂災害特別警戒区域内にある、長期避難世帯の認定を受けている

Q4. 準半壊以下だが、被災した住宅に居住できない場合は、「居住できる住宅を所有していない」と取り扱われますか。

⇒準半壊以下で解体していない場合であっても、居住が困難であると判断される場合は、「居住できる住宅を所有していない」ものとして取り扱います。個別にご相談ください。

例：土砂災害特別警戒区域内にある、長期避難世帯の認定を受けている

Q5. 被災した住宅を売却した場合は、「居住できる住宅を所有していない」と取り扱われますか。

⇒特別の事情により、やむをえず売却した方は「居住できる住宅を所有していない」ものとして取り扱います。個別にご相談ください。

**Q6. 賃借人で退去を余儀なくされた場合は、
「居住できる住宅を所有していない」と取り扱われますか。**

⇒災害に起因して退去を余儀なくされた場合は、「居住できる住宅を所有していない」ものとして取り扱います。個別にご相談ください。

**Q7. 被災後に世帯分離（独立・離婚など）した場合は、
それぞれの世帯が入居申込することが可能ですか。**

⇒入居資格の条件を満たすのであれば、それぞれの世帯が入居申込をすることができます。

例：被災後に2世帯に分離した場合は2戸申し込むことが可能

⇒ただし、夫婦で別居など、家族を不自然に分割または合併している場合は、その限りではありません。特別の事情がある場合は、個別にご相談ください。

**Q8. 被災後に結婚や出産で人員が増えた（る）場合は、
その世帯員も被災世帯の一員と取り扱われますか。**

⇒申込名義人が被災世帯であり、被災後に結婚や出産で人員が増える場合、住民票の記載事項において、申込名義人との続柄が夫や妻、子などと判断できる世帯員は、申込名義人と同様に被災世帯の一員として取り扱います。

※ 被災前に婚姻関係にあり、かつ、別の場所で暮らしていた夫婦が、被災後に世帯合併した場合についてはこの限りではありません。

Q9. 被災世帯と被災していない方が、結婚や出産以外の理由で同居した（する）場合は、同居した世帯員も被災世帯の一員と取り扱われますか。

⇒申込名義人が被災世帯であり、生活の介助が必要な場合など特別の事情があつて同居している場合、当該世帯員については、1名に限り、申込名義人と同様に被災世帯の一員として取り扱います。特別の事情がある場合は、個別にご相談ください。

**Q10. 上野団地で集団申込ができると「広報あなみず」で見ました。
内容と申込方法を教えてください。**

⇒上野団地では、「集団申込」を行う複数の世帯について、同じ住棟・同じ階の住戸等への入居に可能な限り配慮します。

⇒「集団申込」の対象となるのは、上野団地のみです。

⇒個別対応となりますので、申込に必要な書類を町役場に持参する際に、上野団地への「集団申込」を行うことを町役場1Fロビーで直接、申し出てください。

Q11. 第2回以降の抽選でも、地区枠や要配慮者の優先枠はありますか。

⇒第2回以降の抽選では、地区枠・優先枠の設定はありません。みなさま同じ条件での抽選となります。

Q 12. 入居団地・間取りの内定後に、他の復興公営住宅に入居申込をすることはできますか。

⇒一度、入居団地・間取りが内定した後は、原則、他の復興公営住宅への入居申込はできません。特別な事情がある場合は、個別にご相談ください。

Q 13. 復興公営住宅について、入居後 3 年間の家賃を無償にすると報道で見ました。具体的な内容を教えてください。

⇒石川県より、復興公営住宅について入居後 3 年間の家賃を無償とする発表がありましたが、現時点では対象となる方の条件など、制度の詳細は決定しておりません。県による支援制度のため、詳細は承知しておりません。

Q 14. 被災時に町外に居住していた被災世帯の入居申込は、可能ですか。

⇒被災時に町外に居住していた被災世帯は、今回の入居申込の対象ではありません。
⇒被災時に町内に居住していた被災世帯の入居団地等が全て内定した後、空き住戸があれば、改めて追加申込を行います。入居資格を満たす世帯であれば、その際に入居申込が可能です。

Q 15. 現在の収入で、復興公営住宅の家賃がどの程度となるか具体的に知りたいです。試算を手伝ってもらうことはできますか。

⇒試算のお手伝いは、可能です。申込受付期間中の平日（午前 9 時～午後 4 時）に町役場にお越しください。

⇒試算に必要な書類等がありますので、事前に復興推進課にご連絡ください。

【復興公営住宅に関するお問い合わせ先：穴水町役場 復興推進課】

電話：0768-52-3680（平日 午前 9 時～午後 5 時）

0768-52-0934（同上）

※入居を希望しない場合、申込（入居申込書等の提出）は不要です。